

# Body SAR の施行に関して

平成 25 年 8 月 23 日、総務省令第八十一号他関係告示により、「人体頭部における比吸収率（Head SAR）」に加えて「人体における比吸収率（Body SAR）」が公布、平成 26 年 4 月 1 日に施行されました。

そのため、側頭部に近接して使用する無線設備以外にも、人体付近（20cm 以内）で使用するものについて Body SAR 対象となりました。

## 対象となる無線設備

- A: 携帯電話
- B: 衛星携帯電話
- C: 広帯域移動無線アクセスシステム（BWA）

また上記対象となる無線設備と同一筐体に収められる場合、以下の無線設備も対象となります。

- D: 2.4GHz 帯小電力データ通信システム
- E: 5GHz 小電力データ通信システム
- F: PHS/デジタルコードレス電話

通常利用状態	A/B/C のみ	D/E/F のみ	A/B/C と D/E/F 双方	
			A/B/C	D/E/F
側頭部	Head SAR 対象	SAR 不要	Head SAR 対象	SAR 不要
人体付近 (20cm)	Body SAR 対象	SAR 不要	Body SAR 対象	Body SAR 対象

また、既に認証を取得した携帯電話等の組込用無線モジュールを側頭部、人体付近で利用する機器に組み込む場合、最終製品が SAR の測定、認証対象となりますのでご注意ください。



## NEWS TOPICS

Q1 : 比吸収率、SAR とは何のことでしょうか？

A1 : 比吸収率、SAR (Specific Absorption Rate) とは、電波によって体内に生じる誘導電流等による刺激作用、人体に吸収された電波のエネルギーが熱となり、全身の又は部分的な体温を上昇させる熱作用について、人体に影響を及ぼさない電波の強さであるかを規定するものです。

総務省の電波防護指針は世界保健機関 (WHO) が支持する国際ガイドラインと同等で、人体に影響を及ぼさない電波の強さ、十分な安全率 (1/50) で定められております。

Q2 : なぜ SAR 対象が側頭部以外にも広がったのでしょうか？

A2 : 側頭部以外の人体に近接して使用する無線設備の普及とともに、当該部位における SAR 測定法が国際標準化されたことを受け、当該部位における SAR (Body SAR) の許容値等が制度化されました。

「側頭部以外の人体に近接して使用する無線設備の安全性の担保」

「複数の設備から同時に電波が発射された場合の安全性の担保」

を目的としております。

Q3 : 人体付近 (20cm) とあるが、弊社機器が対象であるかどうかの判断ができません。

弊社機器は 3G 機能を搭載したデジタルフォトフレームですが、通常は 20cm 以上離れた状態でご利用いただくことを想定しております。

ただし、エンドユーザー様にてご利用中に触れられることは想定されます。

この場合、対象となりますか？

A3 : 情報通信認証連絡会 (ICGJ) の定めた「Body-SAR に関する制度の運用のガイドライン」(日本語版のみ) の「Body-SAR 規制の対象になるかどうかの判断基準」に以下記載がございます。

(ここから ICGJ ガイドライン抜粋)

通常の使用状態で送信空中線と人体との距離が 20 cm 以内になることが想定される場合は、人体に近接して使用する時間の長さにかかわらず、規制の対象である。

ただし、通常想定される使用状態以外の状態で人体から 20 cm 以内に近づく可能性がゼロであることまでは、必ずしも求められるものではない。通常想定される使用状態以外としては、稀に使用者、点検者、通行人等が 20cm 以内に近づく可能性がある場合等が考えられる。

(ここまで ICGJ ガイドライン抜粋)

詳しくは取扱説明書他にて確認させていただきたいのですが、対象外として問題無いと思われま

## NEWS TOPICS

Q4 : 既に認証を取得した 3G/4G 組込用無線モジュールを内蔵した機器の製品化を考えています。  
過去に同様の製品を企画、販売した際は、弊社が選定したアンテナ技術資料をモジュールベンダに提出、モジュール認証へアンテナ追加申請を行うことにより対応しました。

2014 年 4 月からは扱いが変わるのでしょうか？

A4 : 既に認証を取得した携帯電話等の組込用無線モジュールを側頭部、人体付近で利用する機器に組み込む場合、最終製品が SAR の測定、認証対象となります。

工事設計認証の取得のみならず、認証取扱事業者様には以下の義務が課せられます。

「工事設計合致義務（法第 38 条の 25 第 1 項）」

「検査記録作成・保存義務（法第 38 条の 25 第 2 項）」

「認証表示（法第 38 条の 26）」

詳しくは弊社営業担当までお尋ねください。

### ご参考資料

平成 25 年 8 月 23 日付（号外 第 185 号）

〔省 令〕

無線設備規則及び特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部を改正する省令（総務八一）

〔告 示〕

総務大臣が別に告示する無線設備を定める件（総務三二三）

人体（頭部及び両手を除く。）における比吸収率の測定方法及び人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件（同三二四）

平成二十三年総務省告示第二百七十九号の一部を改正する件（同三二五）

平成二十三年総務省告示第二百八十一号の一部を改正する件（同三二六）

ICGJ Body-SAR に関する制度の運用のガイドライン

<http://www.tele.soumu.go.jp/resource/j/equ/tech/faq/260401.pdf>

ICGJ とは

<http://www.tele.soumu.go.jp/j/sys/equ/tech/iccgj/iccgj1/index.htm>

お問合せ先：

株式会社ディーエスピーリサーチ 営業部

078-940-0377(代表) 078-940-0378(FAX)

E-mail: sch\_rf@dspir.co.jp